

令和6年度 第7回

病院経営戦略会議報告

日 時 令和6年7月2日（火） 12時58分～13時07分
場 所 3階講堂会議室1・2
出席者 小山院長、朝見副院長、池田副院長、金子副院長、原看護部長、
西田保健衛生局理事、堀越病院経営部長、坂口病院総務課長、
三上病院施設管理課長、富田病院財務課長、増田医事課長、
小林情報管理室長、田中患者支援センター副所長
事務局 病院総務課 天本

内 容

◎坂口病院総務課長

【協議事項】

（災害支援ナース派遣に係る埼玉県との協定締結について）

- ・災害支援ナースについては、これまで都道府県看護協会に各人が登録を行い、派遣に係る法的根拠や明確な派遣要請のルートはなかったが、令和6年4月1日施行の医療法改正により、「災害・感染症医療業務従事者」として国に登録し、都道府県から災害派遣ナースが所属する医療機関に派遣要請をすることとなった。また、派遣にあたっては、事前に都道府県と医療機関が協定を締結する必要がある。この度、埼玉県から協定締結の要請があったため、締結について協議をするもの。
- ・災害支援ナースの仕組みの主な変更点は、養成・登録を国で行うようになったこと、派遣の形態が今後は基本的に業務扱いになること、経費についても今後は公的に負担すること等があげられる。
- ・現在は当院職員6人が埼玉県看護協会に登録をしているが、あらためて災害・感染症医療業務従事者として登録する必要がある。具体的方法は今後周知される見込み。
- ・現在、埼玉県から協定案が提示されており、7月中に協定を締結したいと考えている。
- ・この協定の有効期間は1年間を想定しているが、協定の有効期間満了の日の1か月前までに、更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起

算して1年間更新されるものとされているが問題はないと考えている。

→本案について看護部より意見はあるか。(小山院長)

→問題ない。(原看護部長)

→本件については、案のとおり協定を締結することに決定する。(小山院長)

◎池田副院長

- ・事務部門の院長ヒアリングは実施しないのか。

→院長ヒアリングの対象部門は、毎年、事前に院長と相談して決めている。今回も患者支援センターは実施しており、3年前には医事課と情報管理室も実施した。(病院総務課長)

◎西田保健衛生局理事

- ・感染症発生状況の情報提供。新型コロナウイルス感染症については、5月から6月にかけてゆるやかに増加している。増え方としては昨年と同じであり、患者報告数も昨年と同程度。昨年はこのまま増え続けて9月にピークを迎えたので、今年もまだ増えていくことが想定される。
- ・手足口病に関しては、定点当たりの患者報告数が8.71となっており、5を超えると警戒レベルとされていることから、警戒が必要。